

社会福祉法人 若狭福祉会

若狭ハイツデイサービスセンター

指定通所介護事業 運営規程

# 若狭ハイツ デイサービスセンター 指定通所介護 運営規程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若狭福祉会が開設する若狭ハイツデイサービスセンター（以下事業所といふ）が行う通所介護（予防通所介護）サービス（以下「事業」）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (基本方針)

第2条 在宅の要援護老人に対し、事業のサービスを提供することによって、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

## (運営方針)

第3条 本事業所の提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の内容に沿ったものとする。

- 2 サービスの提供にあたっては、親切丁寧に行うものを旨とし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- 3 適切な介護技術をもってサービスの提供をし又、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

## (事業所の所在地及び名称等)

第4条 福井県小浜市阿納尻59-9-1 若狭ハイツデイサービスセンター

## (従業員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員等の職種・員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者	1名	職員等の管理及び業務の管理
2. 生活相談員	1名以上	相談業務、サービス調整、他機関との連携
3. 看護職員	1名以上	利用者の健康状態の把握と適切な処置を行う
4. 介護職員	3名以上	利用者の心身の状況等を把握し適切な介護を行う
5. 機能訓練指導員	1名以上	機能減退防止の為、訓練計画を作成する
6. 管理栄養士	1名以上	給食管理計画の立案、作成
7. 調理員(委託)		炊事全般
8. 運転手	3名以上	送迎

## (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日、営業時間、サービス提供時間及び休日は次の通りとする。

1. 営業日 毎週月曜日～金曜日 祝日
2. 営業時間 午前8時15分から午後5時45分まで
3. サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。  
但し、特別に必要がある場合この限りではない。
4. 休業日 毎週 土・日 年末年始（12月29日～1月3日）

## (利用定員)

第7条 1日当たりの通所介護、予防通所介護の利用定員は、25名とする。

### (通所介護及び予防通所介護の内容)

第8条 指定通所介護、予防通所介護の内容は次のとおりとする。

#### 1. 日常生活の援助

- (1) 排泄の介助
- (2) 移動の介助
- (3) 食事の介助
- (4) 養護

#### 2. 健康状態の確認

#### 3. 機能訓練サービス

- (1) 日常生活動作に関する訓練
- (2) レク・クラブ活動
- (3) 機能訓練計画に基づいた訓練
- (4) 季節的行事計画
- (5) リハビリ体操

#### 4. 送迎サービス

送迎は、利用者にとって不可欠のサービスであり、必要とする利用者には、専用車両により送迎を行う。

#### 5. 入浴サービス

居宅において入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- (1) 普通浴
- (2) 特殊浴

#### 6. 食事サービス

利用者の身体状況に応じた食事の提供を行う。

#### 7. 利用者家族への相談援助

サービスの利用に関する相談や、介護上の問題等に関する相談及び援助を行う。

### (個別サービス計画の作成等)

第9条 サービスの提供を開始する際には、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を充分に把握し、個別サービス計画を作成する。

又、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った個別サービス計画を作成する。

2. 個別サービス計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るとともに、利用者に交付する。

3. 利用者に対し、個別サービス計画に基づいて、各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

### (利用料等)

第10条 サービスを提供した場合の利用料は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは利用者から介護保険負担割合証に記載の割合に基づく額の支払いを受けるものとする。

但し、次の項目については、別料金を受けるものとする。

- (1) 食費 … 800円 (おやつ 喫茶代 含む )

(2) 実施地域外の利用者に対して行う送迎費用  
通常事業実施地域との境界から1キロ50円

(3) おむつ代	…	紙おむつ	実費
		はくパンツ	実費
		尿パット	実費

(4) レクレーション材料代	実費
外出(野外活動)入館料等	実費

(5) 通所介護の一環として提供する便宜のうち、利用者等が特に希望による日常生活上必要なものや、教養娯楽として提供する場合の費用は実費負担とする。

2. 前各項のサービスを提供する場合には、事前に利用者又は家族に対して、サービスの内容及び費用を説明し、利用者の同意を得、支払いの同意の署名を受ける。
3. 利用料等の支払は、利用月の翌月に現金又は各種金融機関からの口座引落としにより受ける。また個別の相談も可能とする。
4. 事務手数料として110円/月を自己負担していただく。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

小浜市全域とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第12条 利用者は、サービスを受ける際に、次の事項について留意する。

- (1) 事業所の定めた生活日課、健康管理上の指示に従うこと。
- (2) 暴力、喧嘩、口論等他人に迷惑のかかる行為及び言動をしないこと。
- (3) 火災防止に努め、管理上支障のあるものを持ち込まないこと。
- (4) サービス内容について苦情、相談及び意見がある時はいつでも申し出ること。
- (5) サービス内容について事実と相違することを故意に漏らしてはならない。
- (6) その他、管理者が管理上支障があると認めた事項。

(サービス提供記録の記載)

第13条 介護サービスの提供の際は、その提供場及び内容、支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を記載する。

(緊急時に於ける対応方法)

第14条 サービス提供中、又は送迎時車中で利用者の異常を発見した時は、速やかに看護師及び主治医(指定病院)に連絡する等の緊急対応の処置を行い、適切な処置を講ずる。を行い、適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第15条 事業所は利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第16条 防災計画を定め職員及び利用者に対し避難場所、避難経路等災害時における知識を周知させるとともに、非常時には、迅速かつ安全に避難を行えるよう年2回以上避難訓練を実施する。

(苦情処理)

第17条 事業者は、自らサービスを提供する立場にあたることから、利用者の苦情に対し迅速かつ円滑な解決を図るため、窓口を置くなど利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努め、担当職員の配置・事実関係の調査・改善措置・利用者又は、家族に対する説明・記録等必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第18条 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守し、尚、退職後も秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理)

第19条 サービスに使用する備品等を常に清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に充分留意するものとし、また、感染症等に関する知識の習得にも努めるものとする。

(記録の整備)

第20条 事業者はこの事業を行うため、ケース記録、負担金収入簿、その他必要な記録帳等を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(職員研修)

第21条 職員の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 … 採用後2ヶ月以内
- ② 職員別研修 … 隨時

(身体拘束の廃止)

第22条 事業所等において原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止し、生命又は、身体の保護の為、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は委員会で検討し、本人・家族の説明同意を得て行い、その経過記録を整備して、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第24条 この規定に定める事項のほか、運営に関するその他重要事項は、管理者が定めるものとする。

附則	この運営規程は平成12年4月1日より施行する。
附則	第5条7項、8項、第8条の第3項、第10条の第5項を平成13年4月1日改正
附則	第1条、第6条、第9条第2項、第10条、同上の(1)、(4)第12条の(6)第14条
附則	第17条、第19条、第20条の改正及び21条、22条追加を平成15年4月1日改正
附則	第5条第1項、4項を平成16年4月1日改正
附則	平成17年10月1日改正
附則	平成18年4月1日 第1条、第2条、第3条改正
附則	平成24年4月1日 第5条、第6条、改正
附則	平成25年11月1日 第5条、第10条、第20条改正
附則	平成27年4月1日 第22条改正、第23条追加
附則	平成29年1月21日 第5条改正、第23条追加
附則	平成30年4月1日 第6条改正
附則	令和1年10月1日 第10条改正
附則	令和5年5月1日 第10条(1)改正
附則	令和6年4月1日 第10条の4追加